第２節　優先的更生債権（公租公課）
　第１　届出債権
　　合計３件
　　41,513,783円および額未定
　（内訳）
　　①　本税および加算税等並びに更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　41,513,783円
　　②　更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までの延滞金等　額未定
　　③　更生計画認可決定日の翌日以降本更生計画案に定める納付期限までの間に生ずる延滞金等　額未定
　第２　権利の変更および納付
　　１　ＰＨＩは、前記第１②および③記載の延滞金等の全額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。
　　２　ＰＨＩは、更生計画認可決定確定後３か月以内に、別表４「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」（省略）の「納付額」欄記載の全額を一括して納付する。
第３節　一般更生債権
　第１　一般更生債権
　　１　確定更生債権
　　合計226件
　　149,255,546,454円および額未定
　（内訳）
　　①　元本および更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金　149,255,546,454円
　　②　更生手続開始決定日以後の利息・損害金　額未定
　　２　権利の変更および弁済
　　ＰＨＩは、別表５－１「一般更生債権弁済計画表」（省略）記載の各確定更生債権については、次のとおり権利の変更をし、弁済を行う。
　　⑴　開始後利息・損害金の免除
　　ＰＨＩは、更生手続開始決定日以後の利息・損害金については、更生計画認可決定日に、全額免除を受ける。
　　⑵　第１回弁済および免除
　　ＰＨＩは、更生計画認可決定確定日から３か月以内に、次のとおり権利の変更をし、弁済する。免除の効力は、弁済と同時に生じるものとする。
　　①　⑴の免除後の確定更生債権額（以下「弁済対象債権額」という。）のうち10万円以下の部分　100％弁済する。
　　②　弁済対象債権額のうち10万円を超える部分　94.22％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。
　　⑶　第２回弁済および免除
　　ＰＨＩは、別表５－２「第２回弁済原資資産一覧表」（省略）記載の資産の換価代金および前記第１節第１第２項⑵イの規定により取得する更生協力金の合計額を原資として、弁済対象債権額から第１回弁済額および前記第１節第１第２項⑶イの規定により更生債権につき弁済がなされた額を控除した残額を基準として按分弁済する。
　　その弁済期は、前記換価代金および更生協力金の受領が全て完了した日（更生協力金についてその発生が未確定の場合は発生しないことが確定した日）から３か月以内とし、この弁済額の範囲で前記⑵の免除は弁済時に効力を失う。
　　なお、別表５－２（省略）記載の資産のうち、整理番号５番以降の資産の換価は、これらの資産が非上場株式およびいわゆる証券化スキームにかかる出資等であり換価が困難であることから、財産評定価額にかかわらず時価（ただし、換価の相手方がＰＨＩの関係会社（会社計算規則第２条第３項第23号）であるときは、財産評定額を下限とする。）にて行うものとする。
　　また、同表記載の資産のうち、整理番号９以降の資産の換価の時期は、これらの資産がいわゆる証券化スキームにかかる出資等であることから、そのスキームにおける融資期限等を考慮して、管財人と証券化スキーム上のレンダーおよび出資者等の関係者と協議の上決定するものとする。
第４節　弁済に関するその他の事項
　第１　弁済の場所および方法
　　本更生計画による弁済は、ＰＨＩの本店（本店とは別に本社がある場合には本社）においてそれぞれ行う。
　　ただし、債権者が銀行口座等への振込を求めたときは、債権者の指定する銀行口座等への振込によって弁済を行い、振込手数料はＰＨＩの負担とする。優先的更生債権（公租公課）の納付は、徴収権者の指定する場所において行う。
　第２　放棄・取下債権の取扱い
　　更生手続開始決定日以後、更生計画認可決定日までに、更生債権等の放棄または取下げがなされた場合の権利の変更および弁済方法は、放棄または取下げ後の残債権額を基準として行う。
　第３　債権譲渡等の取扱い
　　更生手続開始決定日以後、更生債権等の譲渡または移転（包括承継を含む。）がなされた場合の権利の変更および弁済方法は、譲渡または移転前の債権額を基準とする。更生債権等の一部の譲渡または移転の場合は、免除額は譲渡人と譲受人の間で、譲渡または移転されなかった債権額と譲渡または移転された債権額で按分して負担する。
　第４　端数処理
　　更生債権等の権利の変更において生じる免除後の残額の１円未満の端数は切り上げる。
　第５　相殺
　　ＰＨＩが、更生債権等の弁済を行う際、更生債権者等に対して弁済期の到来した反対債権を有するときは、当該債権を自働債権として対当額において相殺し、残額を弁済する。
第４章　未確定更生債権等の措置
第１節　未確定更生債権等に対する措置
　第１　別表５－３「未確定更生債権等一覧表」（省略）記載の未確定更生担保権および未確定更生債権（以下「未確定更生債権等」という。）については、現在係争中である。
　第２　別表５－３「未確定更生債権等一覧表」（省略）記載の未確定更生債権等が確定したときは、確定した額につき、前記第３章第１節または第３節の定めを適用する。この場合、弁済は、前記各規定に定める弁済日または当該未確定更生債権等が確定した日から３か月を経過した日のいずれか遅い日に行うものとする。
　第３　未確定更生債権等のうち、新たに確定した額について、遅延損害金は付さないものとする。
第５章　担保権の措置
第１節　担保権等の処理
　第１　存続する担保権
　　１　匿名組合出資等を目的とする担保権
　　⑴　別表６－１「存続する担保権一覧表（分類①）（匿名組合出資、優先出資、有価証券および債権）」（省略）および６－２「存続する担保権一覧表（分類②）（匿名組合出資および有価証券）」（省略）記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の限度で、従前の順位により存続する。
　　同表記載の担保権に共同担保関係がある場合は、更生計画認可決定により共同担保関係は全て消滅する。
　　⑵　別表６－１「存続する担保権一覧表（匿名組合出資、優先出資、有価証券および債権）」（省略）および別表６－２「存続する担保権一覧表（分類②）（匿名組合出資および有価証券）」（省略）記載の担保権は、前記第３章第１節第１第２項に基づく弁済が完了したとき、消滅する。その場合、担保権者は、当該匿名組合出資等の換価と同時に当該担保権の解除手続をするものとし、当該担保権の解除手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。
　　２　預金返還請求権を目的とする担保権
　　⑴　別表６－３「存続する担保権一覧表（預金返還請求権）」（省略）記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の限度で、従前の順位により存続する。